



秩父消防本部からのお知らせ



地震のときの「通電火災」を防ごう！ 「感震ブレーカー」のすすめ



通電火災ってなに？



地震で停電したあと、
電気が復旧するときに、
倒れた家電や傷ついた配線から
火が出る危険な火災です。



避難で家を空けるとき、
ブレーカーを落とすのを忘れがち！

そこで、「感震ブレーカー」が大活躍！



震度5強相当以上の揺れを
感知すると、自動的に電気を
遮断します。

あなたの代わりに、火災を防いでくれます！



おうちに合わせた3つのタイプ

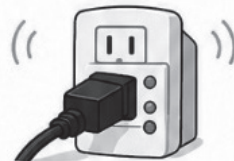
① 分電盤タイプ

分電盤内蔵または外付けで設置されるタイプで、家全体の電気を地震時に遮断できます。



② コンセントタイプ

コンセントに内蔵されたセンサーが揺れを感知し、コンセントから電気を遮断します。



③ 簡易タイプ

地震の揺れを感知し、バネの作動や重りの落下などによりブレーカーを切って電気を遮断します。



いざという
ときのために

感震ブレーカーの設置で、
大切な家族と住まいを守りましょう！



問合せ 秩父消防本部 予防課 ☎21・0121

9月～10月は「行政相談月間」です

総務省では、9月1日(火)から10月31日(土)までの期間を「行政相談月間」とし、この期間を中心に、行政相談活動や広報活動を重点的に実施します。

また長瀬町では、総務大臣から委嘱された行政相談委員が行政相談所を開設し、皆さまからの行政に関するお困りごとをお聴きします。相談は無料・秘密厳守です。

日時 毎月第2月曜日

午後1時30分～3時30分(広報ながとろ「くらしのメモ」をご参照ください)

場所 長瀬町役場3階小会議室(1)

問合せ

総務課 自治振興担当 ☎66・3111 内線215